

## 第20回世田谷区農業委員会総会

日：平成31年3月28日（木）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

## 第20回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成31年3月28日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田浩司、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：佐藤満秀、山崎義清

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 湯本 由美、主事 會田航、次期事務長 江頭 勝、次期事務長 伊藤 幸浩、次期主事 関 智秋

午後3時開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまより第20回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長

議事に入ります前に、佐藤満秀委員と山崎義清委員が欠席でございます。また、菅沼つとむ委員が遅れていますが、過半数の出席はございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員でございますが、佐藤治雄委員と山崎節彌委員によろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が3件、農地法第5条が3件となっております。なお、資料No.1-2、受付番号30-4-15の案件は農業委員である委員からの届け出となっております。農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の報告中は退席していただくこととなります。よろしくお願いいたします。

本件のみの報告を先に行い、委員に席に戻っていただいた後、その他の案件について事務局から報告をいただきます。

それでは、委員は退席をお願いいたします。

[ 委員 退席 ]

高橋会長 それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1-1を1枚おめくりいただきまして、裏面の資料No.1-2をご覧くださいと思います。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-15。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、本件は終了といたします。

委員に戻っていただくよう伝えてください。

( 委員 着席 )

高橋会長 それでは、それ以外の案件について事務局から報告を願います。

事務局 それでは、戻りまして、資料No.1 - 1をご覧いただければと思います。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出についてでございます。

受付番号30-4-14。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

では1枚おめくりいただきまして、資料No.1 - 3に移らせていただきます。

受付番号30-4-16。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2 - 1に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-22。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただき、資料No.2 - 2でございます。

受付番号30-5-23。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2 - 3に移らせていただきます。

受付番号30-5-24。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件につきまして、質問がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが3件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、都市農地貸借円滑化法に基づく計画審査についてが2件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。3件ございますので、順に審議いたします。

では、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.3-1をご覧ください。ただければと思います。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました池亀宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 平成31年3月18日に事務局2人と現地へ行ってまいりました。さんはお住まいが世田谷区外なんですけれども、畑の場所が世田谷区内ということで、こちらの管轄となっております。亡くなった方の日数ですが、農業を一生懸命やられていた方で、用事がなければほとんど毎日畑に行っていたということです。小作関係の有無については特段なし、申請地に係る紛争の有無についても問題ないような状態でございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、1枚おめくりいただきまして、資料No.3-2をご覧ください。ただければと思

います。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件につきまして調査されました田中委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(宏)委員 3月19日に事務局2名と農協の職員2名も一緒に来ていただきました。

さん本人立ち会いのもと、現地で調査いたしました。調査の際お聞きしたのですが、亡くなられたさんは、亡くなるまで農作業をしていたということ。今やっている農作業については、相続人のさんが営んでいます。現在の畑は夏野菜の準備できれいになっていまして、今後はキュウリ、トマト、ナス、ジャガイモ等を栽培していく予定と聞いています。肥培管理に関しても良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ご意見はないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

最後になります。3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧くださいと思います。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

田中(宏)委員 3月19日に事務局2名と農協の職員2名と一緒に現地で調査してまいりました。さん本人立ち会いのもと、話を聞いてまいりました。こちらにも亡くなられたさん本人は、亡くなるぎりぎりまで農作業に従事していたということです。こちらは農作業を、相続人であるさんが今現在営んでおります。畑の方ですけれども、現在、こちらにも夏野菜の準備中でして、今後は半分ぐらい果樹をやっていきたいとおっしゃっていました。ミカンやクリ等の苗木をそろえている途中ということです。今後は市場出荷で

対応していくとのこと。肥培管理に関しても、良好でした。

以上になります。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.4-1をご覧ください。ただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されたのは山崎義清委員でございますが、欠席されておりますので、事務局から調査結果の代読をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から調査結果の代読をさせていただきます。

3月20日水曜日に事務局2名と同行し、相続人である さんと面談をいたしました。

さんと さんお2人で農業経営を行っているということです。畑の現状は、夏野菜の切りかえ前で全面土壌消毒の最中でした。これからトマト、キュウリ、ナス、インゲン等の作付をする予定でございます。販売は自宅で行っておるということです。肥培管理は、雑草もなく、肥培管理は良好でございました。

代読は以上でございます。

高橋会長 では、ご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。  
では、2件目をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 3月20日、事務局2名と現地にて調査してまいりました。立ち会っていただいたのは後継者であります さんの長男に当たる方で、 さんという方でございます。彼も、自分と さんと さんの3名で農家をやっておるということでございます。そして、販売先につきましては、自分のうちで直売、それと現地は畑となっておりますが、モウソウダケの竹やぶなんですよ。それで、販売先も自分のうちでの直売と、あと世田谷区の掘り取りでやっておるということでございます。そして管理ですが、5年前だか6年前に、竹やぶが物すごかったんですよ。これはだめだということでその当時の農業委員から指導を受けまして、今回は2月の初めごろに業者さんを入れまして、植木屋さんによる剪定がなされており、全く管理については問題ございません。でした。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。  
では、3件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました永井潔委員、お願いいたします。



永井委員 3月20日、事務局2名と現地に行ってまいりました。立ち会っていただいたのは相続人であります さん1名でございます。営農についても さんがほとんど1人でやっておられまして、長男はおられるんですが、たまに手伝ってもらえる程度と伺っております。販売先ですが、自宅の庭先で無人の自動販売機で販売しております。現地につきましては、ネギ、コマツナ、タマネギ、レタス、ブルーベリー等々いろいろなものが作付されておりました。畑の管理状況ですが、若干草が多いかなという感じでしたが、まあまあ何とか許容範囲かなということでございます。ただ、除草剤を使わないということで、ヤブガラシが結構あるんです。あれは幾ら人力で取っても多分取れないと思うんですけども、いや、私は有機農業をやりたいので除草剤は使いませんと。まあ、しょうがないからどんどん掘って下さいと。掘っても多分なくならないと思いますけれども、そういう状態でございます。本人も一生懸命やっておられますので、若干草が多いけれども今後も様子を見ていきたいと思えます。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 3月18日に事務局2名と現地を調査してまいりました。相続人のさんといろいろお話をさせていただきました。畑の方は さんと さん、そしてさんの3人でやっているそうです。そして さん、 さんも高齢なんですけれども、

体の調子がいいと一緒に畑に顔を出しているということでございます。そして、作ったものは80%が直売所に持っていつている、あとの残りは自分の家で野菜の自販機で売っているということでございます。作っているものは、この間は花苗はペチュニアだけでしたけれども、あと、苗でトマトだとか、まだちょっと早いんですけどもピーマン、パプリカ、ゴーヤ、ナスとかを作っております。それと、　　さんは、近隣の小学校の児童を自分の家の畑に連れてきて、コマツナとかをまかせて収穫もさせる、そういう子供たちの教育のために結構熱心にやっております。複数の小学校へ行って、場合によってはトマトとかの苗も持っていつて、植えさせて指導しているということでございます。畑は良好だと思います。

以上でございます。

高橋会長　ありがとうございました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長　意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長　ありがとうございます。それでは、全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

5件目を説明願います。

事務局　それでは、お手元の資料No.4-5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長　それでは、調査されました永井潔委員、報告をお願いいたします。

永井委員　3月20日、事務局2名と相続人でございます　　さん立ち会いのもと調査してまいりました。仕事は、　　さん夫婦、それと高齢ではありますが　　さんの3名でやっております。出荷先につきましては、自分のうちでの直売、学校給食に出荷しております。農作物につきましては、ジャガイモ、トマト、エシャレット、ネギ、アスパラ、ホウレンソウ等々、20品目くらいありましたかね。ハウスも大きいのが2つありまして、その中で、トマトが20日時点で2段目くらいはもうしっかりと花が咲いていました。一生懸

命やっておられます。そして、管理ですが、　　さん自身も一生懸命やっておられますので、畑もしっかりと管理されておりましたことを報告させていただきます。

以上でございます。

高橋会長　ありがとうございました。この件についてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長　ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長　ありがとうございました。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

最後になります。6件目をお願いいたします。

事務局　それでは、お手元の資料No.4 - 6をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長　では、調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員　3月20日、事務局2名と調査してまいりました。　　さんに立ち会っていただきまして、農作業についてはその　　さんと　　さんの2名でやっておられるということでございます。そして、販売先ですが、やはり自分のうちの庭先販売、それとファーマーズマーケットへ出荷しておられます。農作物につきましては、エンドウマメ、シュンギク、タマネギ等が作付されておまして、これから夏野菜、キュウリ、ナス、トマトの作付の準備ということで、畑も結構きれいになっておりました。もう1つの畑の方が、スギナが結構多かったんです。その方も有機にこだわっているので除草剤は使いませんということだったので、一生懸命除草、スギナ取りをお願いしてまいりました。

以上でございます。

高橋会長　ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 調査日は平成31年3月18日に事務局2人と現地を確認してまいりました。先程第3号議案でも申し上げたとおりに、総体の面積は  $m^2$ 、反ちよっとと、かなり大きな畑でございます。その内の一部を、先程第3号議案で申し上げたとおり、約  $m^2$ を農地相続しまして、そのほかに宅地の農地としまして同じく  $m^2$ 弱ぐらい、あとの土地に関しましては、相続のために売却ではないかと思うんですけども、先程の第3号議案で農地相続をする場所に関しましては、今のところ接道していないので、恐らく、これだけの平米数になりますので開発になるかと思えますけれども、測量屋さんを入れまして、6メートルの道を入れて、そこに接道させるような予定でいるそうです。農業につきましては、さんとさんがやっています、現地は今この時期ですので、畑はきれいに整地されていて、これからどういう形になるかというところでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

真鍋委員 今の面積のテーマなんですけれども、買い取り申し出をして、いつも言いますが、特別の事情がない限り買い取らねばならないということもあって、さまざまところに照会した上で買い取らないとなった場合に、そこを今度は開発行為等で土地を整備して、相続税を納めるために開発するという順番ですよね。今の順番どおりにしていくのか、10カ月以内に相続税を納めなければならないという部分もあるので同時並行にやっていくのか。例えば街づくり課と農業委員会とも連携をとるとかしないと、これが済んで要らな

いよと言われて初めて動き出しても、これはどんどん行っちゃいますから、そういうものは臨機応変に情報共有しながら動いているという解釈でいいんですか。

事務局 開発行為になりますので、開発の担当部署も街づくり課だけではなくありますので、そちらと事前協議という形でもう既にされてございます。その辺の情報については私どもにもいただいておりますので、協議しながらご案内しているという形でございます。

高橋会長 ほかにございますか。では、ないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく計画審査についてを審議いたします。2件ございますので、順に審議いたします。

まず1件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧くださいと思います。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく計画審査についてでございます。

まず、こちらの案件については、今回初めて審査するというのもございますので、まずは根拠条文から入らせていただけたらと思います。17ページをご覧くださいと思います。

過去、昨年にも行わせていただきました勉強会、また、昨年11月の農業委員会総会でも諮らせていただきました都市農地の貸借の円滑化法というところで、皆さんはもう制度についてはお分かりいただいているかと思っておりますけれども、生産緑地の貸借につきましては、昨年11月に市民農園の開設ということで皆様にご審議いただいたところでございます。今回におきましては市民農園という形ではなくて、借受人がみずから耕作の事業の用に供するという形、要は相対での契約という形になりますけれども、そういう形での案件については初めてということもございますので、まずは簡単に根拠法令からご説明させていただきますので、引き続き審議に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今、17ページをお開きいただいているかと思っておりますけれども、都市農地の貸借の円滑化

に関する法律の下線部分について読ませていただきます。第2章都市農地の貸借の円滑化のための措置、第1節「自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化」という条文でございます。事業計画の認定と書かれているところで、第4条、都市農地をみずからの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権または使用貸借による権利の設定を受けようとする者は、農林水産省令　これは後程触れさせていただきますが、施行規則のことでございます　で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村の長に提出して、その認定を受けることができるということで、まず事業計画の認定のことが定められています。

その下の第2項につきましては、事務手続の話でございますので、ここでは説明を割愛させていただきます。また、その下の第3項を読ませていただきます。申請を受けました市町村長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全てに該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。要は農業委員会のご審議をいただいた上で、その認定をするものとするということで条文が定められていることをまずご理解いただけたらと思います。今申し上げた要件の全てというところが、その下にあります下線部、第1号から第6号の要件の全てに該当しなければならないことをまずご理解いただければと思います。

おのこの説明につきましては、15ページにまとめた見やすい表がありますので、後程そちらで説明をさせていただけたらと思います。

なお、第1号の2行目にあります農林水産省令についても、法律施行規則を指していると思っていただけたらと思います。

それでは続きまして、19ページに移らせていただきます。今触れさせていただきました農林水産省令、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則についても下線部だけ触れさせていただきたいと思っている中で、21ページをご覧いただければと思います。都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準でございますが、先ほども農林水産省令で定める部分ということで触れましたが、第3条にあるとおり、この法というのは法律のことでございます。法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとすると書かれておりますけれども、この下の第1号と第2号両方に該当することとすると書かれています。こちらのおのこのについても16ページの見やすいまとめた表で触れさせていただければと思いますので、ここでの説

明は割愛させていただきます。

今、17ページをお開きいただいているかと思いますが、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の下線部分について読ませていただきます。第2章都市農地の貸借の円滑化のための措置、第1節「自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化」という条文でございます。事業計画の認定と書かれているところで、第4条、都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権または使用貸借による権利の設定を受けようとする者は、農林水産省令　これは後程触れさせていただきますが、施行規則のことでございます　で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村の長に提出して、その認定を受けることができるということで、まず事業計画の認定のことが定められています。

その下の第2項につきましては、事務手続の話でございますので、ここでは説明を割愛させていただきます。また、その下の第3項を読ませていただきます。申請を受けました市町村長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全てに該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。要は農業委員会のご審議をいただいた上で、その認定をするものとするということで条文が定められていることをまずご理解いただけたらと思います。今申し上げた要件の全てというところが、その下にあります下線部、第1号から第6号の要件の全てに該当しなければならないことをまずご理解いただければと思います。

各々の説明につきましては、15ページにまとめた見やすい表がありますので、後程そちらで説明をさせていただけたらと思います。

なお、第1号の2行目にあります農林水産省令についても、法律施行規則を指していると思っただけたらと思います。

それでは続きまして、19ページに移らせていただきます。今触れさせていただきました農林水産省令、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則についても下線部だけ触れさせていただきたいと思っている中で、21ページをご覧いただければと思います。都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準でございますが、先ほども農林水産省令で定める部分ということで触れましたが、第3条にあるとおり、この法というのは法律のことでございます。法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとすると書かれておりますけれども、この下の第

1号と第2号両方に該当することとすると書かれています。こちらの各々についても16ページの見やすいまとまった表で触れさせていただければと思いますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

それでは、お戻りいただきまして、15ページをご覧くださいと思います。先程法律の条文に触れましたけれども、その条文を見やすくした表であります。こちらについては後程、本件について調査いただきました苅部委員からの報告資料となります都市農地貸借円滑化法第4条第1項の規定による認定申請の調査書の表の見方についてまず説明させていただけたらと思います。一番左から、都市農地貸借円滑化法第4条第1項の条文については先程読ませていただいたところでございます。その部分の第1号から第6号までありますよということにつきましては、先程18ページにて触れさせていただきました。その中の条文に書かれていることがうまくまとまったものが要件及び内容とご理解いただけたらと思います。簡単に触れさせていただきますと、まず第1号におきましては、都市農業の有する機能の発揮に係る要件で、内容欄にもありますけれども、裏面にうまくまとまった表があります。こちらに適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うと認められる場合というところが第1号。また、第2号におきましては、地域との調和要件。内容欄に星印がありますけれども、具体的に言うと、地域の実勢の借賃に比べて極端に高額の借賃でないかなどが要件となるところでございます。

なお、先に借賃の部分について触れさせていただきますと、皆様ご存じのとおり、この市街化区域内においては、賃貸借の例が今までほとんどなかったということをご承知おきいただけたらと思います。ただ、そういうところではあっても、都下の市街化調整区域においては今までも貸し借りの事例があった中で、最近の実績を上げさせていただきますと、大体になります。都下の市街化調整区域では平均で1000㎡当たり年間1万円です。高かったとしても、最高でも1000㎡当たり8万円という事例があることをまずご承知おきいただけたらと思います。基準という言い方はあれですけれども、一応市街化調整区域のこういう例がある中で、その部分との比較という形で思っていたらと思います。

続きまして第3号、全部効率利用要件においては、星印にありますとおり、世帯等の経営規模、作付作目を踏まえ、機械、労働力、技術の面から総合的にできるかどうかについて勘案しますということが掲げられています。

続きまして第4号、解除条件付契約締結要件で、内容欄に書かれているとおり、借受者、借り受ける側が事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が契約書にちゃんと書か



れているかどうかというところがこの判断基準になりますということが第4号でございます。

続きまして第5号、地域との役割分担要件で、星印にもありますけれども、地域農業の話し合いへの参加等が掲げられているということです。

また、第6号、常時従事要件の中で、内容欄では、借受者、申請者が法人の場合においては、その内の従事する者の1人以上が、原則年間150日以上従事して下さいよということがこちらの要件に書いてあるということでございます。

この第1号から第6号が書かれている中で、該当の有無ということも右側に書いてありますけれども、この全てに該当しなければ認定要件には該当しませんよということをご理解いただけたらと思います。

続きまして、裏面の16ページをご覧くださいと思います。先程15ページの第1号要件でありました都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準について触れているのがこの表です。先程も法律の条文で触れさせていただきましたけれども、21ページにある施行規則の第3条の内容がこちらに書かれているものだと思います。16ページの表の見方ですけれども、基準があり、一番左端の1と2のいずれにも該当しなければだめですよということがまず1点。また、1番においてはイ、ロ、ハの3つの項目があります。このイ、ロ、ハのいずれか1つにでも該当していればいいですよということが、まずこちらの要件1点になります。

(事務局より概要説明)

それでは、一番最初のページに戻らせていただきます。資料No.6-1でございます。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく計画審査についてでございます。

(事務局より申請地、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。では、調査されました苅部委員、結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 3月20日、所有者で貸付人のご家族の さんと、申請者で借受人である借受人3名立ち会いのもと、佐藤満秀委員にも来ていただきまして、事務局2名とともに調査いたしました。今までの農業経営は、 さん、立ち会っていただいた さんの2人で行っております。現状の肥培管理については、今までは東京都の植木の苗木をやっていましたが、現地に行ったときにはもうきれいに整地されておりまして、すぐにでも野菜が

植えられるような状態で、肥培管理は良好でした。

このたび、生産緑地の貸借の申請を行うことになったのは、経営主の　さんが体調不良により農業従事が困難になってきたこと。また、　さんは今回申請した圃場以外にも2つの圃場がありまして、1つは大きなブドウ園を経営しています。　さん1人ではブドウの栽培と自宅の前の野菜の栽培だけでいっぱいになりまして、今回申請した植木の圃場までは手が回らなくなってしまったことが理由です。　さんは農地を継続して残していきたいという思いがありまして、このたび、借受人においても（今年4月に新たに開設する小学校を初めとした大学系列の学生や生徒児童が）調査、研究、体験等をする圃場を探しているということで、お互いの要望が合致しまして、貸借という方法を選択されたそうです。

それでは、都市農地貸借円滑化法第4条第1項認定に係る調査項目について、調査表に基づき報告いたします。

事務局　15ページをご覧くださいと思います。

効部委員　項目中全て有に該当すれば認定できることとなります。まず、第1号、都市農業の有する機能の発揮に係る要件ですが、裏面の基準表にあるとおり、基準1については、生徒児童の体験農園や試験圃場として利用することなので口に該当し、また、基準2については、所有者　さんが貸借期間において、この生産緑地での見回り、除草、相談対応により、年間40日以上従事していくことを確認しましたので、ともに要件を満たしております。

第2号、地域との調和要件については、賃料が　万円ということですが、現在、区部における実績がほとんどなく、都内市部等の市街化調整区域における賃料と比較しても極端に高額ではないので、要件を満たしております。

第3号、全部効率利用要件についても、事業計画の内容から満たしていると判断します。

次に、第4号、解除条件付契約締結要件ですが、添付されている契約書条文にも記載されているとおり、第5号、地域との役割分担要件についても、事業計画の内容から見ても、ともに要件を満たしております。

最後に、第6号、常時従事要件、これは借受人が法人の場合は法人関係者等の従事日数が原則150日以上なければならぬものですが、事業計画にあるとおり180日ありますので、十分に認められます。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 これは土地を見ると周りが住宅地で、現場の計画を見ると、一部に資材置き場があって、トイレも何もないような状況で、今後そういうものを作っていく可能性があるのかどうかというのと、前の案件もそうなんですけれども、資材置き場は税務署的にどうなのか。例えば貸借の金額も、もしこの部分を生産緑地から外せという話になると全然変わってくると思うんですけれども、そういうのは全然なしということですか。大丈夫だということなんですか。

事務局 前回のお話との比較になりますが、こちらにおいては納税猶予地ではないということがまず1点なので、資材置き場とかそういう部分については、納税猶予地と異なります。

高橋（良）委員 生産緑地ですよ。

事務局 生産緑地です。その部分においても、この資材置き場については、建物という形ではなくて、簡単なビニールハウスを設置するとお聞きしております。

高橋（良）委員 そういう形にするのですね。

事務局 はい、設置するという形で一応受けているところでございます。

また、トイレについても、やはりそういうお話について、私ども説明させていただきました中で、近くに公園があるので、公園のトイレなどをご案内していきたいという形でお話は進めさせていただいています。

菅沼委員 念のため聞いていいですか。これは農業委員会でクリアしているというのは今聞いたんですけれども、だめだということを言えるんですか。

事務局 先程の苅部委員のご報告があったとおり、クリアしていないということであればだめだよということは言えるんですけれども、こちらの法律にのっとった形でやっていくことになると、条件がクリアされていれば、だめという選択肢は基本的にはないということでございます。

高橋会長 ほかにございますか。

高橋（良）委員 この中で、賃貸料が高額か高額ではないかという比較がありますよね。ここでは通常、市街化調整区域だったら1万円だとか、最高でも8万円という金額の説明があったんですけれども、この前の案件は物すごい金額ではないですか。そういうのとの対比はどういう扱いになるんですか。

事務局 基本なお話をさせていただきますと、前回の市民農園を開始しますという案

件においては、賃料とかそういう部分はこういう形での審査をする項目には含まれていないということがまず基本的なところですよ。市民農園の場合はです。今回の案件は相対の契約で、自分の事業としてやっていきますという場合についてだけは、賃料が審査要件になってくるということがまず基本的なところですよ。

高橋（良）委員 どこか会社が経営する場合はもう関係ない訳ですか。

事務局 会社が経営して市民農園としてやる場合ということですよ。要は、会社にご自身の方でやっていく場合は、今回と同じで賃料が対象要件になってきます。ただ、市民農園としてやっていく場合については、想定するのはあれですけども、間に入って、市民農園の利用者さんからお金をもらう形になる訳じゃないですか。その部分で考え方が基本的に違うということになってくるかと思えます。こちらについてはあくまでご自身でやっていきますと、借りた上で、人に貸す訳ではなくて、ご自身でやっていきますということが大前提なので、明らかにそのお2人の中だけでのお金のやりとりになってくるかと思えます。

高橋会長 これは会社が借りようと法人が借りようと、法人と地主さん、会社なら会社と地主さんですから、利用者との使用料は審議対象ではありません。会社が地主さんと幾らで賃貸契約を結んでいるかが問題なので。ですから、そちらの方は幾らだったかよく知らないんですけども、いわゆる、市民農園を借りる人は会社から借りるので、会社は事業ですからどうやるか分かりませんけれども。

高橋（良）委員 ただ、前回のときも入ってくるお金は結構何百万だったじゃないですか。

高橋会長 それは地主には入ってきません。

高橋（良）委員 個人にたしか、あのとき結構な数字じゃありませんでしたか。

高橋会長 それは入ってこないはずですよ。

真鍋委員 あれが全部埋まったら、市民農園ですから何千万になる訳ですよ。この場合はそうではなくて、市民農園とか人様に貸すのではなくて、法人が借りて これは企業と同じだけれども そこが直接やるので、その次はない訳ですよ。ですから、前例としては市街化調整区域のさっき1万円とかと言っていたもので、大体それに類似するだろうと。

ただ、ちょっと言えることは、市街化区域なんだから、区内なんだから、市街化調整区域の1万円とか2万円と比べて高くないなんていう比較ではなくて、もうちょっと何かし

てあげたらいいなんて個人的には思うけれども、ただし、言われているAとBとは全く違うもの、まるっきり違う形のものなので、この農業委員会としてはその賃料についてとやかく言えるのは今回の形。前回の形は全く違う、書式が合っていれば嫌とは言えないという、まるっきり違う別次元のものだということを事務局は言われていて、私もそう理解したんですが、それでいいですか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

佐藤（治）委員 そうすると、借受人と所有者の方で、これが仮に10万とか5万とかで貸しても、それは問題ない訳ですか。

事務局 そこで適正な金額なのかどうかが出てくる訳です。先程、市街化調整区域というお話をされましたが、当然ながら市街化区域の方が土地の値段は高いことになっていますので、市街化調整区域の値段と相応ですよということであればお安いだらうなという形で使われているということでございますので、当然、余り高い金額とかでやられると、この基準に合致しないことになりますので、それはだめですよ。

佐藤（治）委員 それは農業委員会で言える訳ですか。

事務局 もちろん、農業委員会にかける前段で、そもそもこの条件合いませんということになります。

この法律自体は2つありまして、法人という名前の個人、前日も話題になったようなお1人の方がやられる、本当に個人の方がやられるケースもございますし、それがたまたま今回法人になったというだけでございます。

それともう1点は、企業にお貸ししてお金を稼ぐというやり方の、いわゆる市民農園という2つのやり方があるということで、今回は前段の話でございます。

菅沼委員 だけど、余りに安過ぎるよね。駐車場1台3万6000円だからね。駐車場より安い。

高橋会長 ほかにございますか。それでは、ないようですので、採決させていただきます。

計画決定通知を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは計画決定通知を発行することといたします。次に、2件目、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料の21ページの次のページをご覧くださいと思いま

す。資料No.6 - 2でございます。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく計画審査についてでございます。

(事務局より申請地、申請内容などについて説明)

事務局からの説明は以上でございます。

高橋会長 では、調査されました苅部嘉也委員、ご報告をお願いいたします。

苅部委員 同じく3月20日、所有者、貸付人である さん、申請者、借受人の担当者3名の立ち会いのもと、事務局2名と調査いたしました。今までの農業経営は さん1人で行っておりました。現状の肥培管理は雑草もなくきれいな畑で、現在は保育園の体験農園で植えたジャガイモが定植されていまして、ほかにはニンニク、ネギ、芽キャベツ等が少量植えてありました。この畑で収穫した野菜は直売所での販売や学校給食等に出しているということでした。このたび、生産緑地の貸借は圃場の一部の m<sup>2</sup>になります。申請を行うことになったのは、経営主の さんが体調不良により農業従事が困難になってきたことが理由です。 さんは農地を継続して残していきたいという思いもありまして、約2年程前から当該法人の体験農園として受け入れていたという経緯もありまして、法人側が体験する圃場を探していることを知り、お互いの要望が合致して貸借という方法を選択されたということです。

それでは、都市農地貸借円滑化法第4条第1項認定に係る調査項目について、調査表に基づき報告いたします。

事務局 15ページをご覧いただければと思います。

苅部委員 項目中全て有に該当すれば認定できることになります。まず第1号、都市農業の有する機能の発揮に係る要件ですが、裏面の基準表にあるとおり、基準の1については、生徒児童の体験農園として利用するので口に該当します。また、基準2については、所有者 さんが貸借の期間中において、生産緑地での見回り、除草、相談対応等により、年間40日以上従事していることを確認しましたので、ともに要件は満たしております。

次に、第2号、地域との調和要件については、賃料が 円ということですが、これも現在区部における実績がほとんどなく、都内市部等市街化緑地区域における賃料と比較しても極端に高額ではないので、要件を満たしております。

第3号、全部効率利用要件についても、事業計画の内容から満たしていると判断いたします。

第4号、解除条件付契約締結要件ですが、添付されている契約書条文にも記載されてお

り、第5号、地域との役割分担要件についても、事業計画の内容から見て、ともに要件を満たしております。

次に、第6号、常時従事要件、これは借受人が法人の場合、法人関係者等の従事日数が原則150日以上でなければならないのですが、事業計画にもあるとおり、従事日数は180日ですので、十分に満たしております。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。それでは、何かご意見ございますか。

田中（光）委員 これは、申請年月日が3月8日になっていますが、3月1日に契約をして、契約が済んでから申請が上がったということなんですか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。今回の要件については、契約書の写しを添付することになっていきますよということが条件になっているんです。これは逆に、この申請要件が通らない限り契約は無効だと思っていただけたらと思います。

田中（光）委員 もう契約は3月1日だから、話はもうかなり前からあったということなんですか。

事務局 こういう形で考えていますよというのは、去年の年末にご相談が私どもにありました。年末の内にはそういう形で計画は進められていたということが想定されるところでございます。

高橋会長 ほかにございますか。では、ないようですので、採決させていただきます。計画決定通知を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、計画決定通知を発行することといたします。

以上で、都市農地貸借円滑化法に基づく計画審査についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の2020年5月の総会日程（案）についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。平成31年度世田谷区農業委員会総会日程について（案）をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、4月25日木曜日午後3時から、会場は区役所三軒

茶屋分庁舎 5 階会議室にて開催されることが決定しております。

5 月の開催日時につきましては、5 月21日火曜日午後 3 時から、会場はこちら、区役所第 2 庁舎 5 階第 5 委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、5 月の開催日時は原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりと決定いたします。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第 6 の報告事項に移ります。

(1)から(6)までについて、事務局から報告願います。

事務局 事務局から報告させていただきます。まずはお手元の資料No.8をご覧くださいければと思います。2019年度農業委員会活動推進要領についてでございます。

本件につきましては、先月 2 月22日に開催されました、皆様もご出席いただきました東京都農業委員・農業者大会にて案文が示され、今月19日に開催されました、高橋会長にご出席いただきました東京都農業会議の通常総会にて決定されたものでございます。詳細につきましてはこちらに記載されているとおりでございますが、簡単に要点を何点か取り上げさせていただきますと、 の趣旨の11行目、今現在、先程会長のご挨拶にもありましたけれども、東京都内の生産緑地については、その全面積の 8 割以上が2022年に指定告示より30年を迎えることから、現在、区市において、特定生産緑地制度の説明会が開かれており、2019年度、来年度においては、おおよその区市で特定生産緑地の具体的な指定手続に入ることが想定されます。このような中で、特定生産緑地制度は、指定告示より30年を経過すると指定できないという制度であり、特に、農地行政に携わる農業委員会においては、特定生産緑地制度を知らないという生産緑地所有者を 1 人も作らない活動を進め、まさに都市農業・農地の存続につながるという重要な役割と責務を担っているということもございます。今回、この総会が終わった後、都市計画の職員にお越しいただいて、特定生産緑地に係る今後の手続についてご説明いただくことになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

その中で、2 ページにも特定生産緑地の指定及び生産緑地の追加指定を今後行っていくということが書かれていますが、こちらの部分はまた後程ご確認ください。



うところをごさいますして、このこと等により、平成31年度におきましても農業委員会活動にご協力をお願いしたいところをごさいます。

合わせて、5ページには、農業委員会活動の積極的推進に関する決議が書かれています。先程も申し上げた、先月22日に開催された東京都農業委員会農業者大会にて決議されたものであり、今、触れさせていただいた1ページから4ページまでの活動推進要領を網羅したものでごさいますので、後程ご確認いただくということで、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。2019年度花卉・そ菜事業日程予定の情報提供でごさいます。第128回世田谷の花展覧会でごさいます。これは開催日が4月12日から14日まで。また、第66回世田谷区夏季農産物品評会が6月8日に、世田谷公園にて開催されます。昨年までは馬事公苑前のけやき広場にて開催されましたけれども、馬事公苑前のけやき広場は改修工事に入るということで、ことしは世田谷公園にて開催されるということでご承知いただけたらと思います。また、今触れた4月の花展覧会、6月の夏季農産物品評会の表彰式は、8月20日に区役所第3庁舎のブライトホールにて開催されます。また、秋のイベントになりますけれども、第129回世田谷の花展覧会及び第49回世田谷区農業祭につきましては、11月8日から10日及び9日から10日に世田谷公園で開催されます。それに対する花展覧会、農業祭の表彰式につきましては、12月12日の木曜日に三軒茶屋のキャロットタワー26階にて開催されます。来年度につきましても皆様のご出品のご協力を何卒よろしくお願ひします。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。今ご紹介させていただきましたけれども、4月12日から14日まで開催されます第128回世田谷の花展覧会日程のご案内でごさいます。いつもどおりの一般観覧、区民賞投票、ミニ園芸教室等が開催され、14日におきましては展示品の販売、チャリティー園芸せり市も行われます。花農家の皆さんにおきましては、またことしも出品の関係につきましてご協力を何卒よろしくお願ひします。

続きまして、資料No.11に移らせていただきます。ふれあい農園「いちごつみとり」の開催についての情報提供でごさいます。今回につきましては、砧の石井いちご園さんにて開催されるということで、開園日時、料金、申し込み方法につきましてはご覧のとおりでごさいます。周知方法につきましては、4月15日発行の「区のおしらせ せたがや」及び区のホームページに掲載されますので、ご承知おきいただければと思います。

事務局 続きまして、資料No.12の平成31年度都市農業課の予算について簡単にご説明さ

させていただきます。

(事務局より、予算概要について説明)

続きまして、資料No.13でございます。経済産業部都市農業課に内示がございまして、事務局側につきましても人事異動があったのでご紹介いたします。

(事務局より、組織名称の変更及び人事異動について説明)

次に、事務局から江頭事務長並びに伊藤事務次長及び関主事が来てございますので、自己紹介をさせていただきたいと思えます。

(次期担当職員より自己紹介)

高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

続きまして、次第7の事項に移ります。

事務局から報告を願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.14をご覧くださいと思います。都内産農畜産物の放射性物質検査結果の報告でございます。今回につきましては、都内、島の方になりますけれども、調査結果が来るところの中で全て問題ないという形で出ておりますので、参考までに情報提供させていただくところでございます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、どうぞ。全般においてもかまいません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 なければ、この件は終了といたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

それでは、本日が最後の総会となります筒井事務長、河野事務次長にご挨拶をお願いしたいと思います。

(事務長、事務次長あいさつ)

高橋会長 最後に宍戸会長職務代理者から閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後4時52分閉会